

## 研究費等の使用に関するQ & A (研究推進関係)

### □科学研究費補助金

---

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 1.** 科研費に応募したいが、どのような種目があるか。

**A 1.** 下記リンク先、研究種目一覧参照。なお、科研費制度は漸次変更されるため、応募時には毎年発表される公募要領を必ず確認すること。

→ [http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01\\_seido/01\\_shumoku/index.html](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/01_shumoku/index.html)

---

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 2.** 過去の採択課題内容を知りたい。

**A 2.** 国立情報学研究所ホームページ「[科学研究費補助金データベース](#)」に、全国の採択課題のデータが掲載されており、課題に関する情報や、実績報告書概要を、キーワードや各種条件により検索できるので参照されたい。

→ 科学研究費補助金データベースアドレス：<http://seika.nii.ac.jp/>

---

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 3.** 研究代表者・研究分担者・連携研究者・研究協力者の違いは何か。

**A 3.** それぞれの定義は以下のとおり。特に、補助事業者に該当するかどうか、科研費の応募資格を満たす必要があるか、は重要な違いであるため注意すること。

- ・研究代表者：補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者。応募資格を有する必要がある。
- ・研究分担者：補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業者としての責任を分担して研究活動を行う者。応募資格を有し、分担金の配分を受ける者でなければならない。
- ・連携研究者：研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する研究者で、応募資格を有する必要がある。  
補助事業者ではないため、分担金の配分を受けることや、研究代表者と交替して研究代表者になることはできない。
- ・研究協力者：上記以外の者で、研究課題の遂行に当たり協力を行う者。必ずしも応募資格を有する必要はない。

	補助事業者に該当するか	分担金配分が必要か／可能か	代表者に交替可能か	応募資格を満たす必要があるか	計画調書(組織欄)に記載が必要か	論文等の共著者になれるか
研究代表者	該当	—	—	必要	必要	可
研究分担者	該当	必要	可	必要	必要	可
連携研究者	非該当	配分不可	不可	必要	必要	可
研究協力者	非該当	配分不可	不可	不要*1	不要*2	可

\* 1 応募資格の有無は問わない

\* 2 研究組織欄には記載しない。(研究計画・方法欄など、調書の指示に従い、必要に応じて他の欄に記載できる。)

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 4.** 研究分担者として、組織に加わることとなったが、手続は必要か。

**A 4.** 研究分担者承諾書を、研究代表者に提出する必要がある。

研究分担者承諾書は、自身が応募資格を満たしているか確認した上で作成すること。なお、研究代表者が異なる機関に所属している場合には、機関の長（信州大学では部局長）の承諾（該当欄への押印）が必要となるため、様式作成後、所属部局の科研費担当に提出すること。

また、機関の長の承諾は、研究分担者が、所属機関を変更する度に受けなおすこととなっているため、所属機関を変更した場合には、再度、研究分担者承諾書を作成すること。

研究代表者が各研究分担者から、正しく研究分担者承諾書を徴しているかは、応募・交付申請・組織変更の都度、事務担当において確認する。

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 5.** 「研究代表者」として科研費の研究を行っていたが、信州大学を転出することとなった。何か手続きは必要か。

**A 5.** 他の研究機関へと転出する場合には、転出先で研究を続けられるよう、課題の移管手続が必要。

研究機関以外に転出する場合には、研究を継続できなくなるため、「廃止」又は「研究代表者の交替」手続が必要。廃止や代表者交替を行う場合には、日本学術振興会（または文部科学省）の事前承認が必要となる。

転出の可能性がある場合には早めに、部局の科研費担当まで連絡すること。

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 6.** 「研究分担者」として科研費の研究を行っていたが、信州大学を転出することとなった。何か手続きは必要か。

**A 6.** 他の研究機関へと転出する場合には、転出先で研究を続けられるよう、課題の移管手続が必要。なお、転出後は、新たに所属する機関の長の承諾を得た研究分担者承諾書を、改めて研究代表者に提出すること。

研究機関以外に転出する場合は、研究を継続できなくなるため、研究分担者から外れることとなる。この場合、研究代表者から、日本学術振興会（または文部科学省）に「補助事業者変更承認申請書」を提出し、事前承認を得る必要がある。

転出の可能性がある場合には早めに、研究代表者および部局の科研費担当まで連絡すること。

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 7.** 「e-Rad」と「科研費電子申請システム」の違いは何か。

**A 7.** e-Radは、正式名称を「府省共通研究開発管理システム」といい、公募型研究資金の過度の重複を避けるための一元管理を目的に、国が導入した電子公募システムで、科研費電子申請システムとは別個のシステム。これまで、科研の申請は「科研費電子申請システム」のみを使用していた。

ただし平成21年度より、e-Radと科研費電子申請システムのログインが統合され、e-Radにログインした後、科研費電子申請システムに移動することとなった。

この統合により、科研費電子申請システムを使用する際にも、e-RadのID・パスワードを入力し、e-Radにログインすることになった。e-RadのID・パスワードは、科研費電子申請システムのID・パスワードと異なるため注意が必要。(科研費電子申請システムのID・パスワードは使用することがなくなった。)

→ e-Rad：<http://www.e-rad.go.jp/index.html>

→ 科研費電子申請システム（電子申請のご案内）：<http://www.shinsei.jsps.go.jp/>

→ 科研費電子申請システムのログイン方法：

<http://jimuwwww.shinshu-u.ac.jp/rcd/rcd/kaken/roguinnhouhou.pdf>

(H20.9 一般事項 受：研究支援課)

**Q 8.** 文部科学省からのQ&Aはあるか。

**A 8.** 以下のページ参照。(内容は、平成20年4月28日現在。)

→ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/07051621/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/07051621/003.htm)

( 一般事項 受：研究支援課)

**Q 9.** 予想外の事態により、科研費の研究を計画通りに進めることができなくなった。直接経費を次年度に繰越して使用することはできないか。

**A 9.** 科研費は、予想し得なかった止むを得ない事由により、研究が予定期間内に完了できない見込となった場合、申請の上財務省による承認を経て、翌年度に繰越して使用することができる。

繰越の手続については、例年12月末頃に文科省から通知があり、2月に申請する。文科省では、繰越についての事前相談を受け付けているので、繰越を要するような事態が発生した場合には、まずは部局の科研費担当まで連絡すること。

なお、これまで繰越が認められた例は以下のものがある。

- ・ 地震・津波・豪雨等の事前災害により研究の継続が一時困難となった。
- ・ 開催を予定していたシンポジウムが、不可欠な後援者の出席がキャンセルになり、翌年度に改めて開催する必要が生じた。
- ・ 予定していたフィールド調査が例年のない天候不順により、翌年度に再実施する必要が生じた。
- ・ 自らの研究や他の研究者の研究により、予想し得なかった新たな知見が得られたために、当初計画を変更する必要が生じ、このためにかかりの日数を要した。
- ・ 研究に際しての事前の調査に予想外の日数を要した。
- ・ 研究用設備の納入遅延のため、当初計画の実施に予想外の日数を要した。

(「科研費ハンドブック」(研究者用)から抜粋) 等

→繰越の申請のポイント：

[http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16\\_rule/data/kurikoshi/point.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/data/kurikoshi/point.pdf)

→繰越が認められた事例：

[http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16\\_rule/data/kurikoshi/betten3.pdf](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/data/kurikoshi/betten3.pdf)

## □科学技術振興調整費

---

(H19.10.3 繊維：先端融合プログラム・繊維：若手プログラム 受：研究支援課)

**Q 1.** 備品費の変更届増減案において、購入時の再見積りや契約時の値引き等で金額が数万円程度上下した備品についても報告が必要か。

**A 1.** 必要なし。(理由：増減したものはその理由を記載しなければならないことと、「設備備品費」の流用の範囲内のものであれば個々の計画した設備備品の個々の決算額が上下しても問われることは無いため。)

(H19.10.4 工学：地域再生プログラム 受：研究支援課)

**Q 2.** 科振費で雇用された実験補助者の非常勤職員について旅費の支給は可能か。

**A 2.** 不可。補助者の業務に合致しないため。(業務参加者リストの記載要件になっていないため、そこでも判別可能。念のため J S T に確認した事項。)

(H19.10.9 繊維：H 1 9 先端融合プログラム・H 1 9 繊維・若手プログラム 受：研究支援課)

**Q 3.** 科振費により得られた成果の論文等による発表にあたっての謝辞のどのように記載すれば良いか。

**A 3.** 例文は下記通知のとおり。特に決まりは無いが、「文部科学省」と「科学技術振興調整費」を記入すれば、プログラム名・課題名は必ずしも記入せずに省略可能。

---

### 文部科学省科学技術振興調整費の研究成果の利用について

科学技術振興調整費により得られた成果の論文等による発表にあたっては、下記の表現を文書中の適当な箇所に挿入いただきますようお願いいたします。

なお、下記の表現は平成 1 3 年 1 月 6 日の省庁再編に伴い変更されたものです。

#### 記

(和文)：(本研究)は、文部科学省の平成〇〇年度科学技術振興調整費による

「(大テーマ名を記入のこと)」の一環として・・・

(英文)：(This study was performed) through Special Coordination Funds for

Promoting Science and Technology of the Ministry of Education,

Culture, Sports, Science and Technology, the Japanese Government

---

---

(H19.11.9 繊維：若手プログラム 受：研究支援課)

Q 4. 支払い手数料は直接経費での支給は可能か。

A 4. 不可。(H17以前のJSTのQ&Aから変更無し。)

---

(H19.11.9 繊維：先端融合プログラム・繊維・若手プログラム 受：研究支援課)

Q 5. 支払計画書の作成にあたり、実際の支払いが年度末に1回だけとなる消費税相当額については、どのように計上すればよいか。

A 5. 機関の実際の支払いに応じて記載すれば良いので、税務署に支払うこととなる3月の欄にまとめて計上すればよい。

---

(H19.11.15 繊維：先端融合プログラム・繊維：若手プログラム 受：研究支援課)

Q 6. 支払計画書の作成にあたり、非常勤職員の人件費は実績額が翌月支給となるが、どのように計上すればよいか。

A 6. 当月計上でよい。

---

(H19.12.5 繊維：若手プログラム 受：研究支援課)

Q 7. 21年度に購入する海外の学会等の学術誌について、相手先から支払いを前年度のうちに求められているため、20年度の予算に積算計上することは可能か？

A 7. 不可。文科省と機関の委託契約は単年度契約ですが、機関が年度をまたがって購読契約したり、リース契約したりすることは可能。しかし、実際に当該年度に計上できる経費は、実際にその年度に納入された雑誌代金、借用代金。したがって、20年度納入されない(21年度に納入される)雑誌の購読料を20年度予算には計上出来ない。

---

(H19.12.12 繊維：先端融合プログラム 受：研究支援課)

Q 8. 科振費で購入する設備機器を利用するにあたり必要となる排気設備は直接経費で購入可能か？また、これに付随して必要となる、屋上までの排気管部品代及びその設置代(建物に付随せず、柱の中に排気管を通さないタイプ)を、装置代金に含めて予算計上することは可能か。

A 8. 可能

---

(H20.3.19 繊維：先端融合プログラム 受：研究支援課)

Q 9. 2年目以降継続中の科振費プログラムは4/1付けで委託業務契約が締結となるが、4/1付けで海外出張の予定がある場合、JSTの科振費Q&Aでは「出張命令は、委託契約期間前には発することができない」とされており、それ以前に旅行命令を発することができない。

こうした場合、出張当日の4/1付けで、海外出張を命じることができるか？

A 9. 可能。

---